

令和8年度

伊賀市国民健康保険事業計画

令和8年3月

健康福祉部保険年金課

令和8年度 伊賀市国民健康保険事業計画

1. 計画の目的

市町村国保は、国民皆保険制度の基盤として住民の医療受診機会の確保及び健康の保持・増進に大きく寄与し、地域保険として重要な役割を果たしています。

しかしながら、国保財政が抱える問題は、被保険者の減少に伴う歳入減少や高齢者層の増加、医療技術の高度化等による医療費の増加傾向などにより、年々、歳入歳出の均衡を図るのが難しくなっています。

本計画は、このような状況を踏まえながら、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うための基本方針と主な取り組みについて定めるものです。

2. 基本方針

次の事項について着実な取り組みを図りながら、県との連携の下に、国保運営の健全化と安定化に努めるものとします。

(1) 被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化

「伊賀市国民健康保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、関係機関との連携を図りながら総合的かつ効果的に保健事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進と疾病予防、重症化予防を図り、以って被保険者の負担軽減及び医療費の適正化に努めます。

(2) 保険税の適正な賦課・徴収

国保運営は一定の公費負担と保険税で賄うという基本原則に基づき、必要な財源及び負担の公平性を確保するため、一層の収納率向上に取り組むなど、適正な賦課・徴収に努めます。

(3) 適正な資格適用と給付等

限られた財源で国保運営を維持していくため、引き続き適正な被保険者資格の適用と給付等に努めます。

(4) 積極的な制度周知と情報提供

国民健康保険の運営及び負担に対する理解等を深めていただくため、国民健康保険事業の仕組みや財政状況、制度を維持していくために必要な取り組み、及び給付や負担軽減制度等について、わかりやすい周知と情報発信に努めます。

(5) 国等に対する働きかけ

持続可能な国民健康保険制度の安定・確立と課題解決に向けた対策を講じるよう、引き続き国等に対し要望・提言していきます。

3. 主な取組内容

(1) 被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化

① 特定健康診査の実施

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査結果で、生活習慣病の早期発見、重症化予防を図る。また、受診行動が習慣化できるように各機関と連携する。特に若年者健診、40～50 歳代の受診率向上を図る。

【目標値：特定健康診査受診率 60%】

○対象者に受診票を送付するとともに、広報やケーブルテレビ等を活用して周知に努める。

○次年度から特定健診対象の被保険者に対し特定健診啓発はがきを送付し、健診受診の啓発を行う。

○20～30 歳代の被保険者に若年者健診を啓発し、若いうちから健診受診の習慣と健康を考える意識づけを行う。

○受診券に市がん検診に関するチラシを同封し、同時受診について案内し、相互の受診率向上を図る。また、受診機会の拡充のため市がん検診と同日に集団検診を実施する。

○受診率向上のため、特定健康診査の自己負担額の無料化を行う。

○受診状況を把握し、受診率の低い地域、世代を抽出し、ターゲットを絞った受診勧奨通知や臨戸訪問による受診勧奨を行う。

○健診結果説明会などにより健康意識の向上を図り、継続受診に繋がるよう努める。

○脳ドック受診者の健診項目を特定健診に準じた内容とすることで特定健康診査の受診率の向上を図る。

②特定保健指導の実施

対象者が特定健診の結果を理解し、内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病のリスクに応じて、個別に介入することで、自らの健康状態を自覚し生活習慣改善につながるよう支援する。特に、早期に取り組めるように若年者健診受診者にも支援を実施する。

【目標値：特定保健指導実施率 30%】

○対象者への利用勧奨（文書及び電話）に加え、集団健診時の声掛けにより特定保健指導の認識を促す。

○集団健診時の初回分割指導やオンライン面談など、対象者に応じ利用しやすい保健指導にするとともに、個別面談や集団教室により、途中で中断しないように工夫する。

○健診結果説明会や特定保健指導の再勧奨など、特定健診を受けるだけでなく、その結果へ関心を向けるよう呼びかける。

○メタボリックシンドローム予備群やメタボリックシンドローム該当群には保健指導を実施し、早期に生活改善を支援する。

○医師会等の協力を得て利用勧奨を行う。

③糖尿病性腎症重症化予防の実施

糖尿病性腎症の発症・重症化のリスクを有する糖尿病未治療者、治療中断者や糖尿病により受診中の人に対して受診勧奨・継続受診勧奨を行うことと併せて適切な保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と人工透析治療への移行による医療費の適正化を図る。

【目標値：特定保健指導実施率 30%】

○伊賀市糖尿病性腎症重症化予防事業プログラムに沿った事業を行う。

○特定健診の結果、検査値高値の未治療者に、通知の送付・電話や面談等による適切に治療につなげるよう医療機関受診勧奨を行う。

○特定健診の結果、対象者に面談等による指導を行い生活習慣の見直しを行う。

④重複・頻回、重複・多剤投与（服薬）対策の実施

重複受診、頻回受診、重複服薬、多剤服薬の対象者に、通知や保健指導等を行うことで状況改善に努め、被保険者の健康保持増進と医療費適正化を推進する。

【目標値：対象者への指導率7%以上】

○伊賀市重複受診者等訪問指導実施マニュアルに基づいて該当者を抽出する。

○受診や服薬の内容を通知し、受診等の状況を認識できるようにする。その後、訪問や電話で受診・服薬行動の背景を聞き取り心身の状態を把握するとともに、医療機関へのかかり方や服薬管理等の指導を行う。

○被保険者に広報やホームページ等で、「受診について」「服薬について」など啓発を行う。

○医師会や薬剤師会との連携を図る。

⑤後発医薬品使用促進

【目標値：後発医薬品使用率 80%以上】

○国民健康保険加入時等に後発医薬品利用促進シールを配布するとともに、後発医薬品について情報提供を行う。

○後発医薬品に切り替えることにより、医療費の減少額が一定以上の人に対し、削除できる自己負担額を記載した差額通知を送付し、後発医薬品の情報提供を行う。

○医師会や薬剤師会と、事業の推進について連携を密にする。

(2) 保険税の適正な賦課・徴収

①財政状況の分析及び税率改定の検討

国民健康保険制度の安定的な運営のため、国保財政の状況を把握・分析し、財源の確保に必要な税率改定について検討を行う。

○被保険者数や医療費等の推移に注視し、各種交付金等を活用しながら必要な財源確保に努める。

○県が公表する標準保険料率等を参考に令和11年度の標準保険料率統一に向けて計画的に税率改定について検討する。

②収納率向上対策の実施

【令和6年度収納率:現年度分 96.1%、過年度分 28.3%】

○収税部門と協力し、収納率向上に取り組む。

○納税者の利便性向上を図るため、口座振替の促進やコンビニ収納、クレジットやスマートフォンでの決済など納付しやすい環境づくりを進める。

○未納者に対して、文書催告にて納付を促し、夜間窓口等で納付相談を行う。

○外国人に対して、窓口では通訳を置き、文書ではわかりやすい日本語や母国語を使用するなど、理解しやすいような取り組みを実施する。

③適正な賦課の実施

○所得を把握できない被保険者に対して、通知を送付などにより住民税申告又は簡易申告を求めめる。

○「伊賀市国民健康保険居所不明被保険者の資格確認事務処理要領」に基づき、居所不明者の調査を行い、適切な処理を行う。

(3) 適正な資格適用と給付等

①被保険者資格の適正化

○住民課から回付される住民異動届を基に、資格取得・喪失手続きを行う。

○オンライン資格確認等システムを活用し、必要な届出勧奨を行い、資格の適正化を図る。

②マイナ保険証

○マイナ保険証の登録状況を確認し、登録がある被保険者には、「資格情報のお知らせ」を、登録のない被保険者には「資格確認書」を交付する。

③特別療養費扱いへの対応

○納付期限から1年を経過しても納付のない被保険者で、特別な事情が認められない場合は、特別療養費扱いとする。その対応については、事前通知や納付相談の実施を確実にを行い、収税部門と調整を密にし、慎重に判断する。

(4) 積極的な制度周知と情報提供

○被保険者への情報提供

国保の制度や財政状況などについて、広報やホームページ等を通じて広く周知する。

(5) 国等に対する働きかけ

○国・県に対し、必要に応じて要望・提言を行う。

○国・県に対し、制度内容などに対する情報収集・把握に努める。